

- 議長（河野） 11 番、井上博道君。
- 11 番（井上） はい。11 番、井上博道。
- 議長（河野） 井上君。
- 11 番（井上） はい。
- 11 番（井上） 改めておはようございます。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「本町選挙管理事務関連について」。

令和5年8月7日時点において、本町の町議会議員の欠員数が議員定数の6分の1を超えたため、公職選挙法の規定により、補欠選挙が執行されることになりました。告示日が令和5年9月19日、選挙期日が9月24日であり、現時点では選挙になるのか無投票になるのかは当然のことながらわかりません。

選挙は民主主義の根幹であり、主権者である国民・町民の参政権の問題です。もし不正があれば、選挙の正当性が失われることになり、主権者である国民・町民の選挙が無効になり、権利が行使できなくなります。選挙執行にあたっては、公正さに疑念を持たれるようなことがあってはなりません。

さて、本町選挙管理事務関連につきましても、以前から町民の声を聴いております。明るくて透明な選挙、より健全な町づくりのため、町民の声の中から幾つかの例を挙げて、常体で失礼ですが5点の質問をさせていただきます。本町選挙管理委員会の見解をお聞かせ願います。

(1)本町が採用している投票用紙読取分類機、投票用紙計数器、投票箱、投票用紙のメーカーはどこか。自動集計により、不正が行われやすい状況になり、自分が投票した人がゼロ票だった等の問題を起こした自治体もあったが、本町選管は「他山の石」として、このことを認識しているか。どのように考えるか。

(2)香川県選挙管理委員会によると、今年4月9日午前、本町投票所で期日前投票を済ませた有権者1人に、誤って投票用紙を交付して二重で投票が行われるミスがあった。期日前投票による投票と当日の投票はいずれも有効投票として取り扱われたようだが、この原因と今後の対策を改めて伺いたい。

(3)投票用紙への記載は鉛筆によることが推奨されている（投票所に鉛筆が具備されている）が、鉛筆での文字は消されて書き直されはしないかと心配する有権者もいる。ボールペンでの記載はインクが滲む場合もあるようだが、ボールペンでの記載を申し出た（目撃した）事例は過去にあったのかどうか。ボールペン記載に対する本町選管の見解はどうか。

(4)不在者投票及び期日前投票用紙の管理はどのようにしているのか。また、投開票業務管理ソフトを使用している場合、メーカーはどこか。ソフトは適切か。前回の米国大統領選挙では、開票時にバイデン・ジャンプ（不自然で大幅な得票数急逆転）が問題になった州もあったようであり、日本国内でも、不自然

然な得票推移等があった自治体があると聞く。

(5)以前の選挙において、本町での投票終了後の、投票箱を積載して開票所へ向かう選管の車を私は追跡したことがある。広くはない町道を猛スピードで走る選管の車の追跡を、法定速度超過前に私は追跡をやめた。今後の選挙を含めて、開票を急ぐのはわかるが、交通事故を起こしたらどうするつもりなのか。役場職員への道路交通法令遵守指示はどうなっているのか。

以上、本町選挙管理事務関連について、本町選挙管理委員会の見解をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野）綾川町選挙管理委員会、宮前書記長。

○選挙管理委員会書記長（宮前）議長。

○議長（河野）宮前君。

○選挙管理委員会書記長（宮前）井上議員のご質問の「本町選挙管理事務関連について」お答えをいたします。

今回、ご質問の内容につきましては、選挙管理事務についてでございますので、綾川町選挙管理委員会書記長においてお答えをさせていただきます。

選挙の執行については、法令に基づき、公正・適正に行わなければなりません。

その中で、投開票事務は、選挙事務の中核をなす最も重要な職務であります。そのため、適正な執行が要求されます。

ご質問の1点目、「投開票事務における、選挙事務機器等の導入、またその運用について」であります。各機器等は、全国の自治体選挙において導入実績のある機器を本町も導入しており、特に、投票用紙の点検・計数については、読み取り機での分類後、職員による2回の点検及び開票立会人による複数でチェックをし、誤りが生じないように確認しておるところでございます。

2点目の、「本町における、投票用紙2重交付について」は、受付時のパソコン画面での選挙人名簿対象において、選挙人が多数来場した中で「注意喚起のメッセージ」画面が出たにもかかわらず、適切な対応がとられず受付を通過させてしまったことによるものでございます。投票された二つの投票用紙は、投票の特定ができないものであり、いずれも有効投票といたしました。

選挙事務は、確実な対応が必要であることから、今後、ミスがないよう、従事者に対して、指示・指導を徹底してまいります。

次に、3点目の、「ボールペンでの記載について」は、原則はにじみ防止のため、鉛筆による記載としておりますが、ボールペンにより記載された場合も自署していれば、有効票として取扱をいたします。

4点目の、「不在者投票、期日前投票の管理について」は、施錠した場所で、厳重に保管をしております。また、投票業務の管理については、機器と同様に、

全国での導入実績のある投票者管理ソフトを導入しており、開票業務につきましては、管理ソフトの導入はございません。

5点目の、「選挙事務従事者の道路交通法遵守について」は、公務員として法令遵守は基本であり、事務従事者説明会においても安全で適正な従事をするよう指示・指導をしております。

今後とも、適正で適確な選挙執行に努めてまいりたいと思います。

以上、井上議員の「本町選挙管理事務関連について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（井上）はい。

○議長（河野）井上君。

○11番（井上）はい。

○11番（井上）まず最初にですね、選挙管理委員会は執行機関ですね。そして選挙管理委員会事務局は、その補助機関であると私は認識をしております。

本町選挙管理委員会規程の第4条では委員長の職務代理に関する記載が、記載というか規定があります。これによりますと、委員長は代理者を指定せないかんということになっておりますけども、委員長が指定した委員は誰かと。委員長が都合悪い場合は、他に選挙管理委員が確か3名ぐらい、いたはずですけども、その方にまずは、職務代理を依頼するのが筋じゃないかと思えます。委員も3人としますけども、委員3人も都合悪い場合は初めて、補助機関である事務局が対応するのが本来の姿かと思えますけども、本日、私が委員長に、選管の委員長に答弁を求めていたわけですが、委員長が来れなかったのは何らかの理由あると思えますけども、支障のない範囲でその理由を聞かせていただきたいというのと、ただいま申し上げた職務代理者誰かと。執行機関である選管が誰もその対応ができないということで、今回、事務局は説明されたのかと思えますけども、今申し上げたことを、ちょっと再度ご説明をいただきたいと思えます。

それと質問の1番目ですね、他の自治体でも、いろんな不正があったということではありますが、これも国会の答弁とか見るとわかりますけども、例えばここ直近約10年ですね、10年でも、国政選挙ですね、やっぱり3件ぐらい選管の不正がありました。いずれも投票者数と投票総数の齟齬を何とかしようということだったようですが、その中には香川県の高松市の選管でも、ミスというか、不正があったようで。私が投票したのに、全然数が出とらんやないか、ゼロだったということもあったようですが、そういうことも含めて、本町選管はこういうこと認識してると思えますけども、当然あってはならんことですけども、どのように考えるかと。自分とこの選管の事務にもぜひ生かして欲しいんですけども、これに対する認識をお聞かせいただきたい

という質問に対して答弁がなかったようなので再度答弁をお願いします。

それと、ちょっとあんまり言い出したら長くなるので言いませんけども、あと1点ですね、投票用紙、不在者投票、期日前投票の投票用紙は厳重に管理してるのは当然のことですけども、別に当然疑うわけじゃないですけども、鍵はやっぱり施錠するためにあるという人がおまして、全然もう当然その投票箱も施錠して、部屋も施錠しとるんでしょうけども。やっぱり晩ですね、見張りということですね、そういう人ぐらいまではつけないと、さっき、これもですね、ちょっと話、飛ぶわけではないんですけども。最近の話で、ある自治体で、町長とですね、すごい幹部の人が、選挙人名簿ですね、他の建屋で保管してる選挙人名簿、建屋を開錠して、選挙人名簿を不正に持ち出してコピーして、自分に近い議員にも配布したという実例もございます。そういうこともありますんで、ただ箱に施錠して部屋にも施錠して置いとるから大丈夫というのではね、やっぱりちょっとどうかなと感じる町民もいますんで。もう少し厳重な管理を、見張りも含めてですね、したほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、宮前書記長ですかね、書記長の答弁をよろしく願いをいたします。

それと、これ最後、5番目の質問とこですけども、当然公務員は法令遵守するのが当たり前ですけど、例えばですね、羽床校区ですと、羽床小学校のランチルームで鍵をしてそこから持ってくるわけですけども、国道出るまでに制限速度40キロ、それから50キロ、国道377が制限速度50ですね。町道の、本町有岡線ですね、ここは制限速度表示とか表示ないんで、一応60まで出していいことになってます。旧32号線は40で、役場の前は30ですね、制限速度。警察の実務上は、制限速度がプラス10前後ぐらいまでは取り締まりしないとか、見逃してくれるかもわかりませんが、それは厳密に言えばですね、50キロのところ1キロでもオーバーすりゃ一応違反ですし、特に晩にですね、遅くに、あんな狭いところを猛スピードで走ってですね、犬とか猫とか、まして散歩とか、人がひよっとしたら住宅の陰から出てくるとですね、そういうこともあるんで、出てこないだろうじゃなくて、誰か出てくるかもしれんということ、かもしれない運転ですね、やっぱり安全にやっていただかないと、もし事故起こして、箱がつぶれたりですね、車がどっか転落したり、中の投票用紙がですね、中から出てその間に飛んで行ってわからなかったと、こんなことで非常に困りますんで。その辺の危機管理も含めてですね、再度、以上の点をお答え願います。

○議長（河野） 宮前書記長。

○選挙管理委員会書記長（宮前） 井上議員の再質問、4点ございましたけれども、お答えをいたします。まず1つ目でございます。今回の答弁につきまし

て選挙管理委員会委員長、もしくは職務代理者での、ということでございますけれども、確かに職務代理者を選任をしております。しかしながら、お2人ともお仕事をされておる関係で、本日もご出席が難しい、また冒頭で答弁で申し上げましたように、選挙管理事務というところで私、書記長としてのお答えをさしていただきましたのでご了解、ご了承いただけたらと思います。

2番目の選挙の適正執行でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、投票に関してのいわゆる内容の確認、これにつきましては読み取り機及び従事者の2回の点検、また開票管理者における点検を行っておりますので、基本的には問題ない執行をしておるというところでございます。

3番目の不在者投票、また期日前投票の管理でございますけれども、これにつきましても先ほどご答弁いたしました、投票箱にも施錠しておりますし、それを保管する部屋に関しても、施錠をしております。また本庁におきましては庁舎内のいわゆる夜間の管理体制として、守衛を委託しております。この間、夜間におきましても巡回をしておるところで、厳重な管理はしておるといふような認識でございます。

4点目のいわゆる道交法の遵守というところでございますけれども、これにつきましても、当然法令遵守というのが一番の対応でございますので、改めて、再度、従事者への周知は徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○11番（井上） 1点だけ、再質問というか要望には近くなりますけれども、先ほどの投票計数機とか分類機、全国で実績のあるメーカーを使っているという答弁でしたけれども、固有名詞出なかったんで私も出しませんが、アルファベットで伏せますけれども多分、M社とかですね、G社とかこの辺りじゃないかと思うんですけども、やっぱりね全国でいろいろ調べておりますと結構、トラブルないしは、不正とまで言ったらあれですけども、ちょっと問題があるようなところもありますんで、今後、新たにですね、メーカー変えるとか、パソコン集計ソフトを導入するとかですね、何か今までと違ったこと、今使ってる、執行している体制の維持も含めて、今後もし何か変えるようなことがあればですね、その辺のやっぱり調査とか十分していただいて、ご参考までに言っておきますけど、衆議院選挙のですね、千葉5区補選で、開票率の、例えば85%の時に、Aさんという人が例えば3万9000票、相手の方は4万4000票と、それからわずか多分5分前後だと思うんですけども、開票率89%の時ですね、

相手候補は4万4000と変わらず、Aさんは6000くらい増えて4万5000というのがあるんですね。こんなのは開票の表のまとめ方とかありますけども、これは疑念を持たれても仕方がないかなと。他にも実例あるんですけども、言いませんけども、適正に当然執行されてると思いますけども、より一層ですね、厳密に、厳正かつ公正に執行していただきたい。選管委員長ですね、こういう大事な場にはですね、執行機関ですから、なんぼ事務的なこというたって、執行機関ですからちゃんと、他の2人も仕事があるから難しい言うて、仕事も、それは兼務してるかなんかしれませんが、仕事で難しくて出れんようなかったらですね、そういう人は委員を変えるぐらいのですね、厳しくせんと、名前だけあるんじゃつまらんですね、という意見があっても仕方ないと思います。

ということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野） 井上君の一般質問を終わります。